

ID: 224

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	開発事業の同意・承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市人にやさしいまちづくり条例 第30条		
例 規 番 号	平成19年条例第68号		
【根拠条文】 (開発事業の同意・承認及び協定の締結) 第30条 市長は、審査願が次章に規定する法の規定に基づく開発許可の基準及び第9章に規定する公共公益施設の整備基準に適合する場合は、開発事業に関する公共公益施設の整備、管理、帰属その他必要な事項について開発事業者と協定を締結するとともに、当該開発事業が第18条第1号に該当する場合(同条第2号から第5号までの開発事業が同条第1号に該当する場合を含む。)は法第32条に基づく開発行為に係る公共施設の管理者としての同意をし、その他の場合は開発事業に係る事業計画について承認をするものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日